

徳島文理大学薬友会会則 改訂（案）

※赤字の部分が変更点です。

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、徳島文理大学薬友会（以下、薬友会）と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、徳島文理大学薬学部内に置く。

（目的）

第3条 本会は、会員の学理技術の向上を図るとともに、相互の連絡や研修及び親睦を図り、本学薬学部の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 会誌及び会員名簿の発行
- (2) 卒後研修会の開催
- (3) 親睦会の開催
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

（会員の種類）

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 通常会員

次のうち会費を納入した個人とする。

- ア 本学薬学部・香川薬学部の卒業生及び本学大学院修了者
- イ 本学薬学部・香川薬学部の在校生及び本学大学院生
- ウ 本学薬学部・香川薬学部の専任教員及び元教員
- エ 本学薬学部・香川薬学部の非常勤講師、兼任教員及び事務職員で、理事会が推薦し、総会の承認を得た者

(2) 名誉会員

~~本学学長及び本学理事長並びに~~理事会が推薦し総会の承認を得た者とする。

（会費）

第6条 通常会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第3章 役員、顧問及び事務職員

(役員の種類及び選任)

第7条 本会の会務を処理するために、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 会 計 2名
- (4) 理 事 10名以上30名以内（会長、副会長及び会計を含む。）
- (5) 監 事 2名

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長、副会長及び会計は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計業務を分掌する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、本会の業務及会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし増員又は補欠により選任された役員任期は、現役員任期の残任期間とする。また学生理事の任期は1年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第10条 本会は、必要に応じて、会員外の者を顧問とすることができる。顧問は、理事会が推薦し、総会で承認を得た者とする。

(事務職員)

第11条 本会の事務を処理するため、必要な事務職員を置くことができる。

2 事務職員は、会長が任免する。

3 前2項に定めるもののほか、事務職員に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

(種別)

第12条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、通常会員をもって構成する。

2 理事会は、会長、副会長、会計、理事及び監事をもって構成する。

(権能)

第14条 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この会則に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第16条 会議は会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面又は本会の会誌内容を薬友会 HP (www.yakuyukai.org) の公告をもって、少なくとも10日前までに通常会員に通知しなければならない。

(議長)

第17条 会議の議長は、その会議に出席した者のうちから選任する。

(議決)

第18条 会議の議決は、特別な場合を除いて、会議に出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の定足数)

第19条 理事会は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について他の理事に表決を委任することができる。委任状は薬友会 HP (www.yakuyukai.org) から提出する。委任状の提出がない場合には、薬友会会長を代理人として委任したとみなす。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の数（理事会にあつては、数及び氏名）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の概要
- (6) 議事録署名人に関する事項

2 議事録には、議長のほかその会議において選出された議事録署名人2名が署名押印の上、保存しなければならない。

第5章 資産、事業計画等

(資産)

第22条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 財産目録に記載された財産
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第23条 資産は会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第24条 本会の事業の遂行に要する経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 25 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 26 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、その事業年度開始前に総会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その承認を得られない場合には、その事業年度開始日から 2 カ月以内に総会の承認を得るものとする。

2 前項ただし書きの場合にあつては、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算を執行する。

3 前項の規定により、予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとする。

4 会長は、第 1 項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(事業報告及び決算)

第 27 条 本会の事業報告及び収決算は、会長が作成し、財産目録、財産増減事由とともに、監事の監査を経て、その事業年度終了後 2 カ月以内に総会の承認を得なければならない。

第 6 章 支部、部会及び委員会

(支 部)

第 28 条 本会は、会員相互の連絡、親睦を深め、本会の運営を円滑にするため、理事会が必要と認めた地域に支部を置くことができる。

(部 会)

第 29 条 本会は、会員の知識及び資質の向上を図り、会員相互の情報交換を活発にするため、各専門職種に関する部会を置くことができる。

(委員会)

第 30 条 本会は、事業を遂行するため、各種委員会を設けることができる。

第7章 補 則

(情報の管理)

第31条 会員の個人情報、厳正に管理し、個人情報保護法に定める個人情報の取り扱いについて適用される法令及びその他の規範を遵守し、適切に取り扱う。

第32条 個人情報は、以下の目的にのみ使用する。

- (1) 薬友会本部あるいは支部からの案内状送付
- (2) 薬友会誌の送付
- (3) ~~薬友会会員名簿の発刊同窓会・同門会の連絡~~
- (4) 徳島文理大学薬学部からの連絡

第33条 以下の場合には本人の同意を得なくても開示する。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令に定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

第34条 個人情報の提供は原則として任意である。ただし、提供されない場合は薬友会からの情報提供ができない場合がある。

第35条 個人情報は原則として本人に限り開示、訂正、削除を申し出ることができる。その場合、本人であることを確認できる資料を提示する必要がある。

(委 任)

第36条 この会則の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(会則の変更)

第37条 この会則の改定は、理事会が発議し、総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

本会会則は、昭和52年12月17日から施行する。

本会会則は、昭和60年5月11日から施行する。

本会会則は、昭和62年5月23日から施行する。

本会会則は、平成15年5月31日から施行する。

本会会則は、平成17年5月28日から施行する。

本会会則は、平成28年5月28日から施行する。

「総会において定める通常会員の会費」

通常会員の会費は、終身会費とし、30,000円とする。

平成15年5月31日から適用

「会長が理事会の決議を経て別に定める事項」

①支部に関する規則

- ・支部には、支部長1名、副支部長及び支部役員若干名を置く。
- ・支部活動状況の報告等
- ・

②部会に関する規則

- ・
- ・

③委員会に関する規則

- ・委員会の委員は会長が委嘱する。
- ・委員の任期は2年とする。再任は妨げない。
- ・

④事務職員に関する規則

- ・